



海老名市土木工事共通仕様書



海老名市イメージキャラクター えび~にゃ

令和5年4月1日 改訂
平成27年4月1日 改訂
平成25年4月1日 改訂
平成23年4月1日 作成

海老名市 契約検査課

目 次

第1編 共通編.....	5
第1章 総則	5
(1) 適用	5
(2) 用語の定義	5
(3) 設計図書の照査等	9
(4) 施工計画書	9
(5) コリンズ（CORINS）への登録	10
(6) 監督員.....	10
(7) 現場技術員	11
(8) 工事用地等の使用	11
(9) 工事着手.....	12
(10) 工事の下請負.....	12
(11) 施工体制台帳.....	12
(12) 受発注者間の情報共有	13
(13) 受注者相互の協力	13
(14) 調査・試験に対する協力.....	13
(15) 工事の一時中止	14
(16) 設計図書の変更	15
(17) 工期変更	15
(18) 支給材料及び貸与品.....	15
(19) 工事現場発生品	16
(20) 建設副産物	16
(21) 監督員による検査（確認を含む。）及び立会等.....	17
(22) 数量の算出	18
(23) 工事完成図	19
(24) 品質証明	19
(25) 工事完成検査.....	19
(26) 既済部分検査等	20
(27) 中間部分検査.....	21
(28) 部分使用	21
(29) 施工管理.....	21
(30) 履行報告	23
(31) 工事関係者に対する措置請求	23
(32) 工事中の安全確保	24
(33) 爆発及び火災の防止.....	26

(34)	後片付け	26
(35)	事故報告書	27
(36)	環境対策	27
(37)	文化財の保護	28
(38)	交通安全管理	28
(39)	施設管理	30
(40)	諸法令の遵守	30
(41)	官公庁等への手続等	32
(42)	施工時期及び施工時間の変更	33
(43)	工事測量	33
(44)	提出書類	34
(45)	創意工夫	34
(46)	工事監督ワンデーレスポンス	34
(47)	不可抗力による損害	35
(48)	特許権等	35
(49)	保険の付保及び事故の補償	36
(50)	臨機の措置	36
(51)	適用すべき諸基準	36
第2章 土工		37
第2編 材料編		38
第1章 一般事項		38
(1)	一般事項	38
(2)	中等の品質	38
(3)	試験を行う工事材料	38
(4)	見本・品質証明資料	38
(5)	材料の保管	39
(6)	海外の建設資材の品質証明	39
(7)	指定材料	39
第3編 土木工事共通編		39
第2章 一般施工		39
第8編 道路編		41
第1章 道路改良		41
第2章 舗装		41
第3章 橋梁下部		42
第4章 橋梁上部		43
第14章 道路維持		43
第16章 道路修繕		43

第1編 共通編

第1章 総則

(1) 適用

1. 摘要工事

海老名市土木工事共通仕様書（以下「共通仕様書」という。）は、海老名市が発注する土木工事その他これらに類する工事（以下「工事」という。）に係る工事請負契約書（以下「契約書」という。）及び設計図書の内容について、統一的な解釈及び運用を図るとともに、その他必要な事項を定め、もって契約の適正な履行の確保を図るためのものである。

2. 共通仕様書の適用

受注者は、共通仕様書の適用にあたって、建設業法（昭和25年法律第100号）第18条に定める建設工事の請負契約の原則に基づく施工管理体制を遵守しなければならない。また、受注者はこれら監督、検査（完成検査、既済部分検査）にあたっては、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の2に基づくものであることを認識しなければならない。

3. 優先事項

契約図書、特記仕様書及び工事数量総括表に記載された事項は、この共通仕様書に優先する。

4. 設計図書間の不整合

特記仕様書、契約図面、工事数量総括表の間に相違がある場合、又は契約図面からの読み取りと契約図面に書かれた数字が相違する場合、受注者は監督員に確認して指示を受けなければならない。

5. S I 単位

設計図書は、S I 単位を使用するものとする。S I 単位については、S I 単位と非S I 単位が併記されている場合は（ ）内を非S I 単位とする。

(2) 用語の定義

1. 監督員

監督員とは、工事請負契約約款（以下「約款」という。）第9条に基づき、発注者から受注者に通知された者をいう。

2. 契約図書

契約図書とは、契約書及び設計図書をいう。

3. 設計図書

設計図書とは、特記仕様書、契約図面、工事数量総括表、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書をいう。

4. 仕様書

仕様書とは、各工事に共通する共通仕様書と工事ごとに規定される特記仕様書を総称していう。

5. 共通仕様書

共通仕様書とは、各建設作業の順序、使用材料の品質、数量、仕上げの程度、施工方法等工

事を施工するうえで必要な技術的要求、工事内容を説明したもののうち、あらかじめ定型的な内容を盛り込み作成したものをいう。

6. 特記仕様書

特記仕様書とは、共通仕様書を補足し、工事の施工に関する明細又は工事に固有の技術的要求を定める図書をいう。

なお、設計図書に基づき監督員が受注者に指示した書面及び受注者が提出し監督員が承諾した書面は、特記仕様書に含まれる。

7. 契約図面

契約図面とは、契約時に設計図書の一部として、契約書に添付されている図面をいう。

8. 現場説明書

現場説明書とは、工事の入札に参加するものに対して発注者が当該工事の契約条件等を説明するための書類をいう。

9. 質問回答書

質問回答書とは、質問受付時に入札参加者等が提出した契約条件等に関する質問に対して発注者が回答する書面をいう。

10. 図面

図面とは、入札に際して発注者が示した設計図、発注者から変更又は追加された設計図及び工事完成図等をいう。

なお、設計図書に基づき監督員が受注者に指示した図面及び受注者が提出し、監督員が書面により承諾した図面を含むものとする。

11. 工事数量総括表

工事数量総括表とは、工事施工に関する工種、設計数量及び規格を示した書類をいう。

12. 指示

指示とは、契約図書の定めに基づき、監督員が受注者に対し、工事の施工上必要な事項について書面をもって示し、実施させることをいう。

13. 承諾

承諾とは、契約図書で明示した事項について、発注者若しくは監督員又は受注者が書面により同意することをいう。

14. 協議

協議とは、書面により契約図書の協議事項について、発注者又は監督員と受注者が対等の立場で合議し、結論を得ることをいう。

15. 提出

提出とは、監督員が受注者に対し、又は受注者が監督員に対し、工事に係わる書面又はその他の資料を説明し、差し出すことをいう。

16. 提示

提示とは、監督員が受注者に対し、又は受注者が監督員又は検査員に対し、工事に係わる書面又はその他の資料を示し、説明することをいう。

17. 報告

報告とは、受注者が監督員に対し、工事の状況又は結果について書面により知らせることをいう。

18. 通知

通知とは、発注者又は監督員と受注者又は現場代理人の間で、工事の施工に関する事項について、書面により互いに知らせることをいう。

19. 連絡

連絡とは、監督員と受注者又は現場代理人の間で、約款第 18 条に該当しない事項又は緊急で伝達すべき事項について、口頭、ファクシミリ、電子メールなどの署名又は押印が不要な手段により互いに知らせることをいう。

なお、後日書面による連絡内容の伝達は不要とする。

20. 納品

納品とは、受注者が監督員に工事完成時に成果品を納めることをいう。

21. 電子納品

電子納品とは、電子成果品を納品することをいう。

22. 書面

書面とは、手書き、印刷物等による工事打合せ簿等の工事帳票をいい、発行年月日を記載し、記名（署名又は押印を含む）したものを有効とする。

23. 工事写真

工事写真とは、工事着手前及び工事完成、また、施工管理の手段として各工事の施工段階及び工事完成後、目視できない箇所の施工状況、出来形寸法、品質管理状況、工事中の災害写真等を海老名市公共工事デジタル写真管理要領（平成 21 年 4 月 1 日施行）に基づき撮影したものをいう。

24. 工事帳票

工事帳票とは、施工計画書、工事打合せ簿、品質管理資料、出来形管理資料等の定型様式の資料、及び工事打合せ簿等に添付して提出される非定型の資料をいう。

25. 工事書類

工事書類とは、工事写真及び工事帳票をいう。

26. 契約関係書類

契約関係書類とは、約款第 9 条第 5 項の定めにより監督員を経由して受注者から発注者へ、又は受注者へ提出される書類をいう。

27. 工事完成図書

工事完成図書とは、工事完成時に納品する成果品をいう。

28. 電子成果品

電子成果品とは、電子的手段によって発注者に納品する成果品となる電子データという。

29. 工事関係書類

工事関係書類とは、契約図書、契約関係書類、工事書類及び工事完成図書をいう。

30. 確認

確認とは、契約図書に示された事項について、監督員、検査員又は受注者が臨場若しくは関

係資料により、その内容について契約図書との適合を確かめることをいう。

31. 立会

立会とは、契約図書に示された項目において、監督員が臨場により、その内容について契約図書との適合を確かめることをいう。

32. 段階確認

段階確認とは、設計図書に示された施工段階において、監督員が臨場等により、出来形、品質、規格、数値等を確認することをいう。

33. 工事検査

工事検査とは、完成検査、出来形検査、中間部分検査及び抜打ち検査をいい、その内容は海老名市監督員及び検査員設置要綱（令和3年4月1日一部改正）第24条による。

34. 検査員

検査員とは、約款第32条第2項の規定に基づき、工事検査を行うために海老名市監督員及び検査員設置要綱第22条に掲げる職員をいう。

35. 同等以上の品質

同等以上の品質とは、特記仕様書で指定する品質又は特記仕様書に指定がない場合、監督員が承諾する試験機関の保証する品質確認を得た品質又は監督員の承諾した品質をいう。

なお、試験機関において品質を確かめるために必要となる費用は、受注者の負担とする。

36. 工期

工期とは、契約図書に明示した工事を実施するために要する準備及び後片付け期間を含めた始期日から終期日までの期間をいう。

37. 工事開始日

工事開始日とは、工期の始期日又は設計図書において規定する始期日をいう。

38. 工事着手

工事着手とは、工事開始日以降の実際の工事のための準備工事（現場事務所等の設置又は測量をいう。）、詳細設計付工事における詳細設計又は工場製作を含み工事における工場製作工のいずれかに着手することをいう。

39. 準備期間

準備期間とは、工事開始日から本体工事又は仮設工事の着手までの期間をいう。

40. 工事

工事とは、本体工事及び仮設工事、又はそれらの一部をいう。

41. 本体工事

本体工事とは、設計図書に従って、工事目的物を施工するための工事をいう。

42. 仮設工事

仮設工事とは、各種の仮工事であって、工事の施工及び完成に必要なとされるものをいう。

43. 工事区域

工事区域とは、工事用地、その他設計図書で定める土地又は水面の区域をいう。

44. 現場

現場とは、工事を施工する場所及び工事の施工に必要な場所並びに設計図書で明確に指定さ

れる場所をいう。

45. S I

S Iとは、国際単位系をいう。

46. 現場発生品

現場発生品とは、工事の施工により現場において副次的に生じたもので、その所有権は発注者に帰属する。

47. J I S規格

J I S規格とは、日本産業規格をいう。

(3) 設計図書の照査等

1. 図面原図の貸与

受注者からの要求があり、監督員が必要と認めた場合、受注者に図面の原図を貸与することができる。ただし、共通仕様書等、市販又は公開されているものについては、受注者が備えるものとする。

2. 設計図書の照査

受注者は、施工前及び施工途中において、自らの負担により約款第18条第1項第1号から第5号に係る設計図書の照査を行い、該当する事実がある場合は、監督員にその事実が確認できる資料を提出し、確認を求めなければならない。

なお、確認できる資料とは、現地地形図、設計図との対比図、取合図、施工図等を含むものとする。また、受注者は、監督員から更に詳細な説明又は資料の追加の要求があった場合は従わなければならない。

ただし、設計図書の照査範囲を超える資料の作成については、約款第19条によるものとし、監督員からの指示によるものとする。

3. 契約図書等の使用制限

受注者は、契約の目的のために必要とする以外は、契約図書、及びその他の図書を監督員の承諾なくして第三者に使用させ、又は伝達してはならない。

(4) 施工計画書

1. 一般事項

受注者は、工事着手前又は施工方法が確定した時期に工事目的物を完成するために必要な手順や工法等についての施工計画書を監督員に提出しなければならない。

受注者は、施工計画書を遵守し工事の施工にあたらなければならない。

この場合、受注者は、施工計画書に以下の事項について記載しなければならない。また、監督員がその他の項目について補足を求めた場合には、追記するものとする。ただし、受注者は維持工事等簡易な工事においては監督員の承諾を得て記載内容の一部を省略することができる。

- ① 工事概要
- ② 計画工程表
- ③ 現場組織表

- ④ 指定機械
- ⑤ 主要機械
- ⑥ 主要資材
- ⑦ 施工方法（主要機械、仮設備計画、工事用地等を含む）
- ⑧ 施工管理計画
- ⑨ 安全管理
- ⑩ 緊急時の体制及び対応
- ⑪ 交通管理
- ⑫ 環境対策
- ⑬ 現場作業環境の整備
- ⑭ 再生資源の利用の促進と建設副産物の適正処理方法
- ⑮ その他

2. 変更施工計画書

受注者は、施工計画書の内容に重要な変更が生じた場合（工期や数量等の軽微な変更は除く）には、その都度当該工事に着手する前に変更に関する事項について、変更施工計画書を監督員に提出しなければならない。

3. 詳細施工計画書

受注者は、施工計画書を提出した際、監督員が指示した事項について、さらに詳細な施工計画書を提出しなければならない。

(5) コリنز(CORINS)への登録

受注者は、受注時または変更時において工事請負代金額が 500 万円以上の工事について、工事実績情報システム（コリنز）に基づき、受注・変更・完成・訂正時に工事実績情報として作成した「登録のための確認のお願い」をコリنزから監督職員にメール送信し、監督職員の確認を受けたうえで、受注時は契約日から海老名市の休日を定める条例（平成元年 3 月 29 日条例第 14 号）第 1 条に定める市の休日（以下「休日」という。）を除き 10 日以内に、登録内容の変更時は変更契約日から休日を除き 10 日以内に、完成時は工事完成日から、休日を除き 10 日以内に、訂正時は適宜登録機関に登録をしなければならない。

登録対象は、工事請負代金額 500 万円以上（単価契約の場合は契約総額）の全ての工事とし、受注・変更・完成・訂正時にそれぞれ登録するものとする。また、登録機関発行の「登録内容確認書」は、コリنز登録時に監督職員にメール送信される。

なお、変更時と工事完成時の間が休日を除き 10 日間に満たない場合は、変更時の登録申請を省略できる。

また、本工事の完成後において訂正または削除する場合においても同様に、コリنزから発注者にメール送信し、速やかに発注者の確認を受けた上で、登録機関に登録申請しなければならない。

(6) 監督員

1. 監督員の権限

当該工事における監督員の権限は、約款第9条第2項に規定した事項である。

2. 監督員の権限の行使

監督員がその権限を行使するときは、書面により行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、監督員が受注者に対し口頭による指示等を行えるものとする。口頭による指示等が行われた場合には、後日書面により監督員と受注者の両者が指示内容等を確認するものとする。

(7) 現場技術員

受注者は、設計図書で建設コンサルタント等に委託した現場技術員の配置が明示された場合には、以下の各号によらなければならない。なお、委託先及び工事を担当する現場技術員については、発注者から通知するものとする。

- ① 受注者は、現場技術員が監督員に代わり現場で臨場し、立会等を行う場合には、その業務に協力しなければならない。また、書類（計画書、報告書、データ、図面等）の提出に際し、説明を求められた場合はこれに応じなければならない。
- ② 現場技術員は、約款第9条に規定する監督員ではなく、指示、承諾、協議及び確認の適否等を行う権限は有しないものである。ただし、監督員から受注者に対する指示又は通知等を、現場技術員を通じて行うことがある。

また、受注者が監督員に対して行う報告又は通知は、現場技術員を通じて行うことができる。

(8) 工事用地等の使用

1. 維持・管理

受注者は、発注者から使用承認あるいは提供を受けた工事用地等は、善良なる管理者の注意をもって維持・管理するものとする。

2. 用地の確保

設計図書において受注者が確保するものとされる用地及び工事の施工上受注者が必要とする用地については、自ら準備し、確保するものとする。この場合において、工事の施工上受注者が必要とする用地とは、営繕用地（受注者の現場事務所、宿舍、駐車場）及び型枠又は鉄筋作業場等専ら受注者が使用する用地並びに構造物掘削等に伴う借地等をいう。

3. 第三者からの調達用地

受注者は、工事の施工上必要な土地等を第三者から借用したときは、その土地等の所有者との間の契約を遵守し、その土地等の使用による苦情又は紛争が生じないように努めなければならない。

4. 用地の返還

受注者は、第1項に規定した工事用地等の使用終了後は、設計図書の定め又は監督員の指示に従い復旧のうえ、速やかに発注者に返還しなければならない。工事の完成前に発注者が返還を要求した場合も速やかに発注者に返還しなければならない。

5. 復旧費用の負担

発注者は、第1項に規定した工事用地等について受注者が復旧の義務を履行しないときは受注者の費用負担において自ら復旧することができるものとし、その費用は受注者に支払うべき契約金額から控除するものとする。この場合において、受注者は、復旧に要した費用に関して発注者に異議を申し立てることができない。

6. 用地の使用制限

受注者は、提供を受けた用地を工事中仮設物等の用地以外の目的に使用してはならない。

(9) 工事着手

受注者は、特記仕様書に工事に着手すべき期日について定めがある場合には、その期日までに工事着手しなければならない。

(10) 工事の下請負

受注者は、工事を下請負に付する場合には、以下の各号に掲げる要件をすべて満たさなければならない。

- ① 受注者が、工事の施工につき総合的に企画、指導及び調整するものであること。
- ② 下請負者が海老名市の競争入札参加資格者登録名簿に登録した者である場合には、入札参加停止期間中でないこと。
- ③ 下請負者は、当該下請負工事の施工能力を有すること。なお、下請契約を締結するときは、下請負に使用される技術者、技能労働者等の賃金、労働時間その他の労働条件、安全衛生その他の労働環境が適正に整備されるよう、市場における労務の取引価格、保険料等を的確に反映した適正な額の請負代金及び適正な工期等を定める下請契約を締結しなければならない。

(11) 施工体制台帳

1. 一般事項

受注者は、工事を施工するために下請契約を締結した場合、海老名市が定める工事関係様式に従って記載した施工体制台帳を作成し、工事現場に備えるとともに、その写しを監督員に提出しなければならない。

なお、施工体制台帳等は、原則として、電子データで作成・提出するものとする。

2. 施工体系図

第1項の受注者は、海老名市が定める工事関係様式に従って、各下請負者の施工の分担関係を表示した施工体系図を作成し、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号）に従って、工事関係者が見やすい場所及び公衆が見やすい場所に掲げるとともにその写しを監督員に提出しなければならない。

3. 施工体制台帳等変更時の処置

第1項の受注者は、施工体制台帳及び施工体系図に変更が生じた場合は、その都度速やかに監督員に提出しなければならない。

(12) 受発注者間の情報共有

受発注者間の設計思想の伝達及び情報共有を図るため、契約図書に定めのある場合は、設計者、受注者、発注者が一堂に会する会議を、施工者が設計図書の照査を実施した後及びその他必要に応じて開催するものとする。なお、開催の詳細については、特記仕様書の定めによるものとする。

(13) 受注者相互の協力

受注者は、約款第2条の規定に基づき、隣接工事又は関連工事の請負業者と相互に協力し、施工しなければならない。

また、他事業者が施工する関連工事が同時に施工される場合にも、これら関係者と相互に協力しなければならない。

(14) 調査・試験に対する協力

1. 一般事項

受注者は、発注者が自ら又は発注者が指定する第三者が行う調査及び試験に対して、監督員の指示によりこれに協力しなければならない。この場合、発注者は、具体的な内容等を事前に受注者に通知するものとする。

2. 公共事業労務費調査

受注者は、当該工事が発注者の実施する公共事業労務費調査の対象工事となった場合には、以下の各号に掲げる協力をしなければならない。また、工期経過後においても同様とする。

- ① 調査票等に必要事項を正確に記入し、発注者に提出する等必要な協力をしなければならない。
- ② 調査票等を提出した事業所を、発注者が事後に訪問して行う調査・指導の対象になった場合には、その実施に協力しなければならない。
- ③ 正確な調査票等の提出が行えるよう、労働基準法（昭和22年法律第49号）等に従い就業規則を作成すると共に賃金台帳を調製・保存する等、日頃より使用している現場労働者の賃金時間管理を適切に行なわなければならない。
- ④ 対象工事の一部について下請契約を締結する場合には、当該下請負工事の受注者（当該下請工事の一部に係る二次以降の下請負人を含む。）が前号と同様の義務を負う旨を定めなければならない。

3. 諸経費動向調査

受注者は、当該工事が発注者の実施する諸経費動向調査の対象工事となった場合には、調査等の必要な協力をしなければならない。また、工期経過後においても同様とする。

4. 施工合理化調査等

受注者は、当該工事が発注者の実施する施工合理化調査等の対象工事となった場合には、調査等の必要な協力をしなければならない。また、工期経過後においても同様とする。

5. 低入札価格調査

受注者は、当該工事が地方自治法施行令（昭和22年5月3日号外政令第16号）第167条の10第1項の基準に基づく価格を下回る価格で落札した場合の措置として「低入札価格調査制度」の調査対象工事となった場合は、以下に掲げる措置をとらなければならない。

- ① 受注者は、監督職員の求めに応じて、施工体制台帳を提出しなければならない。
また、書類の提出に際して、その内容についてヒアリングを求められたときは、受注者はこれに応じなければならない。
- ② 施工計画書の提出に際して、その内容についてヒアリングを求められたときは、受注者はこれに応じなければならない。
- ③ 受注者は、間接工事費等諸経費動向調査票の作成を行い、工事完成後、速やかに発注者に提出しなければならない。
- ④ 受注者は、間接工事費等諸経費動向調査票の内容について、監督職員が説明を求めた場合には、これに応じなければならない。

6. 独自の調査・試験を行う場合の処置

受注者は、工事現場において独自の調査・試験等を行う場合、具体的な内容を事前に監督員に説明し、承諾を得なければならない。

また、受注者は、調査・試験等の成果を公表する場合、事前に発注者に説明し、承諾を得なければならない。

(15) 工事の一時中止

1. 一般事項

発注者は、約款第20条の規定に基づき、以下の各号に該当する場合においてはあらかじめ受注者に対して通知したうえで、必要とする期間、工事の全部又は一部の施工について一時中止をさせることができる。

なお、暴風、豪雨、洪水、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他自然的又は人為的な事象による工事の中断については、(51) 臨機の措置により、受注者は、適切に対応しなければならない。

- ① 埋蔵文化財の調査、発掘の遅延及び埋蔵文化財が新たに発見され、工事の続行が不適當又は不可能となった場合
- ② 関連する他の工事の進捗が遅れたため、工事の続行を不適當と認めた場合
- ③ 工事着手後、環境問題等の発生により、工事の続行が不適當又は不可能となった場合

2. 工事の中止権

発注者は、受注者が契約図書に違反し又は監督員の指示に従わない場合等、監督員が必要と認めた場合には、工事の中止内容を受注者に通知し、工事の全部又は一部の施工について一時中止させることができる。

3. 基本計画書の作成

前1項及び2項の場合において、受注者は施工を一時中止する場合は、中止期間中の維持・管理に関する基本計画書を監督員を通じて発注者に提出し、承諾を得るものとする。また、受注者は工事の再開に備え工事現場を保全しなければならない。

(16) 設計図書の変更

設計図書の変更とは、入札に際して発注者が示した設計図書を、発注者が指示した内容及び設計変更の対象となることを認めた協議内容に基づき、発注者が修正することをいう。

(17) 工期変更

1. 一般事項

約款第 15 条第 7 項、第 17 条第 1 項、第 18 条第 5 項、第 19 条、第 20 条第 3 項、第 22 条及び第 44 条第 2 項の規定に基づく工期の変更について、約款第 24 条の工期変更協議の対象であるか否かを監督員と受注者との間で確認する（本条において以下「事前協議」という。）ものとし、監督員はその結果を受注者に通知するものとする。

2. 設計図書の変更等

受注者は、約款第 18 条第 5 項及び第 19 条に基づき設計図書の変更又は訂正が行われた場合、第 1 項に示す事前協議において工期変更協議の対象であると確認された事項について、必要とする変更日数の算出根拠、変更工程表その他必要な資料を添付のうえ、約款第 24 条第 2 項に定める協議開始の日までに工期変更に関して監督員と協議しなければならない。

3. 工事の一時中止

受注者は、約款第 20 条に基づく工事の全部若しくは一部の施工が一時中止となった場合、第 1 項に示す事前協議において工期変更協議の対象であると確認された事項について、必要とする変更日数の算出根拠、変更工程表その他必要な資料を添付のうえ、約款第 24 条第 2 項に定める協議開始の日までに工期変更に関して監督員と協議しなければならない。

4. 工期の延長

受注者は、約款第 22 条に基づき工期の延長を求める場合、第 1 項に示す事前協議において工期変更協議の対象であると確認された事項について、必要とする延長日数の算出根拠、変更工程表その他必要な資料を添付のうえ、約款第 24 条第 2 項に定める協議開始の日までに工期変更に関して監督員と協議しなければならない。

5. 工期の短縮

受注者は、約款第 23 条第 1 項に基づき工期の短縮を求められた場合、可能な短縮日数の算出根拠、変更工程表その他必要な資料を添付し、約款第 24 条第 2 項に定める協議開始の日までに工期変更に関して監督員と協議しなければならない。

(18) 支給材料及び貸与品

1. 一般事項

受注者は、支給材料及び貸与品を約款第 15 条第 8 項の規定に基づき善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。

2. 受払状況の記録

受注者は、支給材料及び貸与品の受払状況を記録した帳簿を備え付け、常にその残高を明ら

かにしておかなければならない。

3. 支給品清算書、支給材料清算書

受注者は、工事完成時（完成前に工事工程上、支給材料の精算が可能な場合は、その時点。）に、支給品精算書について監督員を通じて発注者に提出しなければならない。

4. 引渡場所

約款第 15 条第 1 項に規定する「引渡場所」は、設計図書又は監督員の指示によるものとする。

5. 返還

受注者は、約款第 15 条第 9 項「不用となった支給材料又は貸与品の返還」の規定に基づき返還する場合、監督員の指示に従うものとする。

なお、受注者は、返還が完了するまで材料の損失に対する責任を免れることはできないものとする。

6. 修理等

受注者は、支給材料及び貸与品の修理等を行う場合、事前に監督員の承諾を得なければならない。

7. 流用の禁止

受注者は、支給材料及び貸与品を他の工事に流用してはならない。

8. 所有権

支給材料及び貸与品の所有権は、受注者が管理する場合でも発注者に属するものとする。

(19) 工事現場発生品

1. 一般事項

受注者は、設計図書に定められた現場発生品について、設計図書又は監督員の指示する場所で監督員に引き渡すとともに、あわせて現場発生品調書を作成し、監督員を通じて発注者に提出しなければならない。

2. 設計図書以外の現場発生品の処置

受注者は、第1項以外のものが発生した場合、監督員に連絡し、監督員が引き渡しを指示したのについては、監督員の指示する場所で監督員に引き渡すとともに、あわせて現場発生品調書を作成し、監督員を通じて発注者に提出しなければならない。

(20) 建設副産物

1. 一般事項

受注者は、掘削により発生した石、砂利、砂その他の材料を工事に用いる場合、設計図書によるものとするが、設計図書に明示がない場合には、本体工事又は設計図書に指定された仮設工事にあつては、監督員と協議するものとし、設計図書に明示がない任意の仮設工事にあつては、監督員の承諾を得なければならない。

2. マニフェスト

受注者は、産業廃棄物が搬出される工事にあつては、産業廃棄物管理票（紙マニフェスト

又は電子マニフェスト)により、適正に処理されていることを確かめるとともに監督員に提示しなければならない。

3. 法令遵守

受注者は、建設副産物適正処理推進要綱（国土交通事務次官通達、平成 14 年 5 月 30 日）、再生資源の利用の促進について（建設大臣官房技術審議官通達、平成 3 年 10 月 25 日）及び建設汚泥の再生利用に関するガイドライン（国土交通事務次官通達、平成 18 年 6 月 12 日）を遵守して、建設副産物の適正な処理及び再生資源の活用を図らなければならない。

4. 建設発生土の処理

受注者は、工事によって建設発生土が生ずる場合は、設計図書に明示された処理方法とし、第 3 項により適正に処理しなければならない。

5. コンクリート塊等の処理

受注者は、工事によってコンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、路盤廃材が生ずる場合は、第 3 項により適正に処理しなければならない。

6. 建設発生木材の処理

受注者は、工事によって建設発生木材等が生ずる場合は、第 3 項により適正に処理しなければならない。

7. 再生資源利用計画及び再生資源利用促進計画

受注者は、当該工事が建設資材利用及び建設副産物発生・搬出の有無にかかわらず、工事請負代金の額が 100 万円以上の場合には、再生資源利用計画及び再生資源利用促進計画を所定の様式に従い作成し、施工計画書等を含め監督員に提出しなければならない。なお、建設リサイクル法の対象建設工事においては、契約前に発注者に提出した説明書についても施工計画書等を含め監督員に提出しなければならない。

8. 再生資源利用実施書及び再生資源利用促進実施書

受注者は、再生資源利用計画及び再生資源利用促進計画を作成した場合には、工事完了後速やかに再生資源利用実施書及び再生資源利用促進実施書を発注者に提出しなければならない。なお、建設リサイクル法の対象建設工事においては、特定建設資材廃棄物の再資源化等が完了したときは、再資源化等報告書についても監督員に提出しなければならない。

9. 建設副産物情報交換システム

受注者は、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材、建設汚泥又は建設混合廃棄物を搬入又は搬出する場合には、施工計画作成時、工事完了時に必要な情報を建設副産物情報交換システムに入力するものとする。

なお、出力した調査票は「再生資源利用実施書」及び「再生資源利用促進実施書」の提出に代わるものとし、これによりがたい場合には、監督員と協議しなければならない。

(21) 監督員による検査(確認を含む。)及び立会等

1. 立会願の提出

受注者は、設計図書に従って監督員の立会が必要な場合は、あらかじめ立会願を所定の様式により監督員に提出しなければならない。

2. 監督員の立会

監督員は、必要に応じ、工事現場又は製作工場において立会し、又は資料の提出を請求できるものとし、受注者はこれに協力しなければならない。

3. 確認、立会の準備等

受注者は、監督員による検査（確認を含む。）及び立会に必要な準備、人員及び資機材等の提供並びに写真その他資料の整備をしなければならない。

なお、監督員が製作工場において検査（確認を含む。）を行なう場合、受注者は監督業務に必要な設備等の備わった執務室を提供しなければならない。

4. 確認及び立会の時間

監督員による検査（確認を含む。）及び立会の時間は、監督員の勤務時間内とする。ただし、やむを得ない理由があると監督員が認めた場合はこの限りではない。

5. 遵守義務

受注者は、約款第9条第2項第3号、第13条第2項又は第14条第1項若しくは同条第2項の規定に基づき、監督員の立会を受け、材料の検査（確認を含む。）を受けた場合にあっては、約款第17条及び第32条に規定する義務を免れないものとする。

6. 段階確認

段階確認は、以下に掲げる各号に基づいて行うものとする。

- ① 受注者は、海老名市土木工事施工管理基準に従い、神奈川県土木工事共通仕様書 第3編 土木工事共通編 第1章総則 3-1-1-5 段階確認に記載のある「表 3-1-1 段階確認一覧表」に示す確認時期において、段階確認を受けなければならない。
- ② 受注者は、事前に段階確認に係わる報告（種別、細別、施工予定時期等）を監督員に提出しなければならない。また、監督員から段階確認の実施について通知があった場合には、受注者は、段階確認を受けなければならない。
- ③ 受注者は、段階確認に臨場するものとし、監督員の確認を受けた書面を、工事完成時までに監督員へ提出しなければならない。
- ④ 受注者は、監督員に完成時不可視になる施工箇所の調査ができるよう十分な機会を提供するものとする。

7. 段階確認の臨場

監督員は、設計図書に定められた段階確認において臨場を机上とすることができる。この場合において、受注者は、監督員に施工管理記録、写真等の資料を提示し確認を受けなければならない。

(22) 数量の算出

1. 一般事項

受注者は、出来形数量を算出するために出来形測量を実施しなければならない。

2. 出来形数量の提出

受注者は、出来形測量の結果を基に、設計図書に従って出来形数量を算出し、その結果を監督員からの請求があった場合は速やかに提示するとともに、工事完成時までに監督員に提出し

なければならない。出来形測定の結果が、設計図書の寸法に対し、海老名市土木工事施工管理基準及び規格値を満たしていれば、出来形数量は設計数量とする。

なお、設計数量とは、設計図書に示された数量及びそれを基に算出された数量をいう。

(23) 工事完成図

受注者は、設計図書に従って工事完成図を作成しなければならない。

ただし、各種ブロック製作工等工事目的物によっては、監督員の承諾を得て工事完成図を省略することができる。

(24) 品質証明

受注者は、設計図書で品質証明の対象工事と明示された場合には、以下の各号によるものとする。

- ① 品質証明に従事する者（以下「品質証明員」という。）が、工事施工途中において必要と認める時期及び検査（完成、既済部分、中間部分検査をいう。以下同じ。）の事前に品質確認を行い、受注者はその結果を所定の様式により、検査時まで監督員へ提出しなければならない。
- ② 品質証明員は、当該工事に従事していない社内の者とする。また、原則として品質証明員は検査に立会わなければならない。
- ③ 品質証明は、契約図書及び関係図書に基づき、出来形、品質及び写真管理はもとより、工事全般にわたり行うものとする。
- ④ 品質証明員の資格は10年以上の現場経験を有し、技術士若しくは1級土木施工管理技士の資格を有するものとする。ただし、監督員の承諾を得た場合はこの限りでない。
- ⑤ 品質証明員を定めた場合、受注者は書面により氏名、資格（資格証書の写しを添付）、経験及び経歴書を監督員に提出しなければならない。

なお、品質証明員を変更した場合も同様とする。

(25) 工事完成検査

1. 工事完成届の提出

受注者は、約款第32条の規定に基づき、工事完成届を監督員に提出しなければならない。

2. 工事完成検査の要件

受注者は、工事完成届を監督員に提出する際には、以下の各号に掲げる要件をすべて満たさなくてはならない。

- ① 設計図書（追加、変更指示も含む。）に示されるすべての工事が完成していること。
- ② 約款第17条第1項の規定に基づき、監督員の請求した改造が完了していること。
- ③ 設計図書により義務付けられた工事記録写真、出来形管理資料、工事関係図等の資料の整備がすべて完了していること。
- ④ 契約変更を行う必要が生じた工事においては、最終変更契約を発注者と締結していること。

3. 検査日の通知

発注者は、工事完成検査に先立って、監督員を通じて受注者に対して検査日を通知するものとする。

4. 検査内容

検査員は、監督員及び受注者の臨場のうえ、工事目的物を対象として契約図書と対比し、以下の各号に掲げる検査を行うものとする。

① 工事の出来形について、形状、寸法、精度、数量、品質及び出来ばえ

② 工事管理状況に関する書類、記録及び写真等

5. 修補の指示

発注者は、検査員が修補の必要があると認めた場合には、受注者に対して、期限を定めて修補の指示を行うことができる。

6. 修補の期間

修補の完了が確認された場合は、その指示の日から補修完了の確認の日までの期間は、約款第32条第2項に規定する期間に含めないものとする。

7. 適用規程

受注者は、当該工事完成検査については、(21) 監督員による検査（確認を含む。）及び立会等第3項の規定を準用する。

(26) 既済部分検査等

1. 一般事項

受注者は、約款第38条第2項の部分払の確認の請求を行った場合、又は、約款第39条第1項の工事の完成の通知を行った場合は、既済部分に係わる検査を受けなければならない。

2. 部分払いの請求

受注者は、約款第38条に基づく部分払いの請求を行うときは、1項の検査を受ける前に工事の出来高に関する資料を作成し、監督員に提出しなければならない。

3. 検査内容

検査員は、監督員及び受注者の臨場のうえ、工事目的物を対象として工事の出来高に関する資料と対比し、以下の各号に掲げる検査を行うものとする。

① 工事の出来形について、形状、寸法、精度、数量、品質及び出来ばえ

② 工事管理状況について、書類、記録及び写真等

4. 修補

受注者は、発注者の指示による修補については、(25) 工事完成検査の第5項の規定に従うものとする。

5. 適用規程

受注者は、当該工事完成検査については、(21) 監督員による検査（確認を含む。）及び立会等第3項の規定を準用する。

6. 検査日の通知

発注者は、既済部分検査に先立って、監督員を通じて受注者に対して検査日を通知するもの

とする。

7. 中間前払金の請求

請負者は、約款第 35 条に基づく中間前払金の請求を行うときは、認定を受ける前に履行報告書を作成し、監督員に提出しなければならない。

(27) 中間部分検査

1. 中間部分検査

中間部分検査は、設計図書において、対象工事と定められ、かつ、定められた段階において実施するものとする。

2. 中間部分検査の時期選定

中間部分検査の時期選定は、監督員が行うものとし、発注者は中間部分検査に先立って受注者に対して中間技術検査を実施する旨及び検査日を通知するものとする。

3. 中間部分検査の内容

検査員は、監督員及び受注者の臨場のうえ、工事目的物を対象として設計図書と対比し、以下の各号に掲げる検査を行うものとする。

- ① 工事の出来形について、形状、寸法、精度、数量、品質及び出来ばえ
- ② 工事管理状況について、書類、記録及び写真等

4. 適用規程

受注者は、当該工事完成検査については、(21) 監督員による検査（確認を含む。）及び立会等第 3 項の規定を準用する。

(28) 部分使用

1. 一般事項

発注者は、受注者の同意を得て部分使用できる。

2. 監督員による検査

受注者は、発注者が約款第 34 条の規定に基づく当該工事に係わる部分使用を行う場合には、監督員による品質及び出来形等の検査（確認を含む）を受けるものとする。なお、中間部分検査による検査（確認）でも良い。

(29) 施工管理

1. 一般事項

受注者は、工事の施工にあたっては、施工計画書に示される作業手順に従い施工し、品質及び出来形が設計図書に適合するよう、十分な施工管理をしなければならない。

2. 施工管理頻度、密度の変更

監督員は、以下に掲げる場合、設計図書に示す品質管理の測定頻度及び出来形管理の測定密度を変更することができる。この場合、受注者は、監督員の指示に従うものとする。これに伴う費用は、受注者の負担とする。

- ① 工事の初期で作業が定常的になっていない場合

- ② 管理試験結果が限界値に異常接近した場合
- ③ 試験の結果、品質及び出来形に均一性を欠いた場合
- ④ 前各号に掲げるもののほか、監督員が必要と判断した場合

3. 工事中標示板の設置

受注者は、施工に先立ち工事現場又はその周辺の一般通行人等が見易い場所に、次の事項を記載した工事中標示板を設置し、工事完成後は速やかに表示板を撤去しなければならない。ただし、工事中標示板の設置が困難な場合は、監督員の承諾を得て省略することができる。なお、工事中標示板は図1-1を標準とする。



図1-1 工事中標示板

[注]

- ・色彩は、「ご協力をお願いします」等の挨拶文、「道路補修工事」等の工事種別については青地に白抜き文字とし、「〇〇〇〇をなおしています」等の工事内容、工事期間については青色文字、その他の文字及び縁は黒色、地を白色とする。
- ・縁の余白は2cm、縁線の太さは1cm、区画線の太さは、0.5cmとする。

- ・「工事種別」「工事内容」は、工事ごとに監督員の指示による。
- ・契約金額が1,000万円以上の工事は契約金額を記載する。

4. 整理整頓

受注者は、工事期間中現場内及び周辺の整理整頓に努めなければならない。

5. 周辺への影響防止

受注者は、施工に際し施工現場周辺並びに他の構造物及び施設などへ影響を及ぼさないよう施工しなければならない。また、影響が生じるおそれがある場合、または影響が生じた場合には直ちに監督員へ連絡し、その対応方法等に関して監督員と速やかに協議しなければならない。また、損傷が受注者の過失によるものと認められる場合、受注者自らの負担で原形に復元しなければならない。

6. 労働環境等の改善

受注者は、工事の適正な実施に必要な技術的能力の向上、情報通信技術を活用した工事の実施の効率化等による生産性の向上並びに技術者、技能労働者等育成及び確保並びにこれらの者に係る賃金、労働時間、その他の労働条件、安全衛生その他の労働環境の改善に努めなければならない。また、受注者は、作業員が健全な身体と精神を保持できるよう作業場所、現場事務所及び作業員宿舎等における良好な作業環境の確保に努めなければならない。

7. 発見・拾得物の処置

受注者は、工事中に物件を発見又は拾得した場合、直ちに関係機関へ通報するとともに、監督員へ連絡しその対応について指示を受けるものとする。

8. 記録及び関係書類

受注者は、土木工事の施工管理及び規格値を定めた「海老名市土木工事施工管理基準及び規格値」により施工管理を行い、また、「海老名市公共工事デジタル写真管理要領」により工事写真による写真管理を行って、その記録及び関係書類を作成、保管し、工事完成時に監督員へ提出しなければならない。ただし、それ以外で監督員からの請求があった場合は提示しなければならない。

なお、「海老名市土木工事施工管理基準及び規格値」、及び「海老名市土木工事写真基準」に定められていない工種又は項目については、監督員と協議のうえ、施工管理、写真管理を行うものとする。

9. 不具合等発生時の措置

受注者は、工事施工途中で工事目的物や工事材料等の不具合等が発生した場合、または、公益通報者等から当該工事に関する情報が寄せられた場合には、その内容を監督員に直ちに通知しなければならない。

(30) 履行報告

受注者は、約款第 11 条の規定に基づき、工事履行報告書を監督員に提出しなければならない。

(31) 工事関係者に対する措置請求

1. 現場代理人に対する措置

発注者は、現場代理人が工事目的物の品質、出来形の確保及び工期の遵守に関して、著しく不相当と認められるものがあるときは、受注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

2. 技術者に対する措置

発注者又は監督員は、主任（監理）技術者、専門技術者（これらの者と現場代理人を兼務する者を除く。）が、工事目的物の品質、出来形の確保及び工期の遵守に関して、著しく不相当と認められるものがあるときは、受注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

(32) 工事中の安全確保

1. 安全指針等の遵守

受注者は、土木工事安全施工技術指針（国土交通大臣官房技術審議官通達、令和2年3月）及び建設機械施工安全技術指針（国土交通省大臣官房技術調査課長、国土交通省総合政策局建設施工企画課長通達、平成17年3月31日）を参考にして、常に工事の安全に留意し現場管理を行い災害の防止を図らなければならない。ただし、これらの指針は当該工事の契約条項を超えて受注者を拘束するものではない。

2. 建設工事公衆災害防止対策要綱

受注者は、建設工事公衆災害防止対策要綱（国土交通省告示第496号、令和元年9月2日）を遵守して災害の防止を図らなければならない。

3. 支障行為等の防止

受注者は、工事施工中、監督員及び管理者の許可なくして、流水及び水陸交通の支障となるような行為、又は公衆に支障を及ぼすなどの施工をしてはならない。

4. 使用する建設機械

受注者は、土木工事に使用する建設機械の選定、使用等について、設計図書により建設機械が指定されている場合には、これに適合した建設機械を使用しなければならない。ただし、より条件に合った機械がある場合には、監督職員の承諾を得て、それを使用することができる。

5. 周辺への支障防止

受注者は、工事箇所及びその周辺にある地上地下の既設構造物に対して支障を及ぼさないよう必要な措置を施さなければならない。

6. 架空線等事故防止対策

受注者は、架空線等上空施設の位置及び占用者を把握するため、工事現場、資材等置き場等、工事に係わる全ての架空線等上空施設の現地調査（場所、種類、高さ等）を行い、支障物件が存在する場合は、その調査結果について監督員へ報告しなければならない。

7. 防災体制

受注者は、豪雨、出水、土石流、その他天災に対しては、天気予報などに注意を払い、常に災害を最小限に食い止めるため防災体制を確立しておかなくてはならない。

8. 第三者の立入り禁止措置

受注者は、工事現場付近における事故防止のため一般の立入りを禁止する場合、その区域に、

柵、門扉、立入り禁止の標示板等を設けなければならない。

9. 安全巡視

受注者は、工事期間中、安全巡視を行い、工事区域及びその周辺の監視あるいは連絡を行い、安全を確保しなければならない。

10. 現場環境改善

受注者は、工事現場の現場環境改善を図るため、現場事務所、作業員宿舎、休憩所又は作業環境等の改善を行い、快適な職場を形成するとともに、地域との積極的なコミュニケーション及び現場周辺的美装化に努めるものとする。

11. 定期安全研修・訓練等

受注者は、工事着手後、作業員全員の参加により月当たり、半日以上の時間を割当て、以下の各号から実施する内容を選択し、定期的に安全に関する研修・訓練等を実施しなければならない。

- ① 安全活動のビデオ等視覚資料による安全教育
- ② 当該工事内容等の周知徹底
- ③ 工事安全に関する法令、通達、指針等の周知徹底
- ④ 当該工事における災害対策訓練
- ⑤ 当該工事現場で予想される事故対策
- ⑥ その他、安全・訓練等として必要な事項

12. 施工計画書

受注者は、工事の内容に応じた安全教育及び安全訓練等の具体的な計画を作成し、施工計画書に記載しなければならない。

13. 安全教育・訓練等の記録

受注者は、安全教育及び安全訓練等の実施状況について、ビデオ等又は工事報告等に記録した資料を整備及び保管し、監督員の請求があった場合は直ちに提示するものとする。

14. 関係機関との連絡

受注者は、所轄警察署、道路管理者、鉄道事業者、河川管理者、労働基準監督署等の関係者及び関係機関と緊密な連絡を取り、工事中の安全を確保しなければならない。

15. 工事関係者の連絡会議

受注者は、工事現場が隣接し又は同一場所において別途工事がある場合は、受注業者間の安全施工に関する緊密な情報交換を行うとともに、非常時における臨機の措置を定める等の連絡調整を行うため、関係者による工事関係者連絡会議を組織するものとする。

16. 安全衛生協議会の設置

監督員が、労働安全衛生法（令和元年6月改正法律第37号）第30条第1項に規定する措置を講じるものとして、同条第2項の規定に基づき、受注者を指名した場合には、受注者はこれに従うものとする。

17. 安全優先

受注者は、工事中における安全の確保をすべてに優先させ、労働安全衛生法等関連法令に基づく措置を常に講じておくものとする。特に重機械の運転、電気設備等については、関係法令

に基づいて適切な措置を講じておかなければならない。

18. 災害発生時の応急処置

災害発生時においては、第三者及び作業員等の人命の安全確保をすべてに優先させるものとし、応急処置を講じるとともに、直ちに関係機関に通報及び監督員に連絡しなければならない。

19. 地下埋設物等の調査

受注者は、工事施工箇所地下埋設物等が予想される場合には、当該物件の位置、深さ等を調査し監督員に報告しなければならない。

20. 不明の地下埋設物等の処置

受注者は施工中、管理者不明の地下埋設物等を発見した場合は、監督員に報告し、その処置については占有者全体の現地確認を求め、管理者を明確にしなければならない。

21. 地下埋設物等損害時の措置

受注者は、地下埋設物等に損害を与えた場合は、直ちに関係機関に通報及び監督員に連絡し、応急措置をとり補修しなければならない。

(33) 爆発及び火災の防止

1. 火薬類の使用

受注者は、火薬類の使用については、以下の規定による。

- ① 受注者は、発破作業に使用する火薬類等の危険物を備蓄し、使用する必要がある場合、火薬類取締法等関係法令を遵守しなければならない。また、関係官公庁の指導に従い、爆発等の防止の措置を講じるものとする。

なお、監督員の請求があった場合には、直ちに従事する火薬類取扱保安責任者の火薬類保安手帳及び従事者手帳を提示しなければならない。

- ② 現地に火薬庫等を設置する場合は、火薬類の盗難防止のための立入防止柵、警報装置等を設置し保管管理に万全の措置を講ずるとともに、夜間においても、周辺の監視等を行い、安全を確保しなければならない。

2. 火気の使用

受注者は、火気の使用については、以下の規定による。

- ① 受注者は、火気の使用を行う場合は、工事中の火災予防のため、その火気の使用場所及び日時、消火設備等を施工計画書に記載しなければならない。
- ② 受注者は、喫煙等の場所を指定し、指定場所以外での火気の使用を禁止しなければならない。
- ③ 受注者は、ガソリン、塗料等の可燃物の周辺に火気の使用を禁止する旨の表示を行い、周辺の整理に努めなければならない。
- ④ 受注者は、伐開除根、掘削等により発生した雑木、草等を野焼きしてはならない。

(34) 後片付け

受注者は、工事の全部又は一部の完成に際して、一切の受注者の機器、余剰資材、残骸及び各種の仮設物を片付けかつ撤去し、現場及び工事にかかる部分を清掃し、かつ整然とした状態にする

ものとする。

ただし、設計図書において存置するとしたものを除く。また、工事検査に必要な足場、はしご等は、監督員の指示に従って存置し、検査終了後撤去するものとする。

(35) 事故報告書

受注者は、工事の施工中に事故が発生した場合には、直ちに監督員に通報するとともに、指示する期日までに、工事事務報告書を提出しなければならない。

(36) 環境対策

1. 環境保全

受注者は、建設工事に伴う騒音振動対策技術指針（建設大臣官房技術参事官通達、昭和 62 年 3 月 30 日改正）、関連法令並びに仕様書の規定を遵守のうえ、騒音、振動、大気汚染、水質汚濁等の問題については、施工計画及び工事の実施の各段階において十分に検討し、周辺地域の環境保全に努めなければならない。

2. 苦情対応

受注者は、環境への影響が予知され又は発生した場合は、直ちに応急措置を講じ監督員に連絡しなければならない。また、第三者からの環境問題に関する苦情に対しては、誠意をもってその対応にあたり、その交渉等の内容は、後日紛争とならないよう文書で取り交わす等明確にしておくとともに、状況を随時監督員に報告しなければならない。

3. 注意義務

受注者は、工事の施工に伴い地盤沈下、地下水の断絶等の理由により第三者への損害が生じた場合には、受注者が善良な管理者の注意義務を果たし、その損害が避け得なかったか否かの判断をするための資料を監督員に提出しなければならない。

4. 排出ガス対策型建設機械

受注者は、工事の施工にあたり神奈川県土木工事共通仕様書第 1 編 共通編 第 1 章 総則にある表 1-1-1 に示す建設機械を使用する場合は、「特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律(平成29年5月改正法律第41号)」に基づく技術基準に適合する特定特殊自動車、又は、「排出ガス対策型建設機械指定要領（平成 3 年10月 8 日付建設省経機発第249号）」、「排出ガス対策型建設機械の普及促進に関する規程（最終改正平成24年 3 月23日付国土交通省告示第318号）」若しくは「第 3 次排出ガス対策型建設機械指定要領（最終改訂平成23年 7 月13日付国総環第 1 号）」に基づき指定された排出ガス対策型建設機械（以下「排出ガス対策型建設機械等」という。）を使用しなければならない。

排出ガス対策型建設機械等を使用できないことを監督員が認めた場合は、平成 7 年度建設技術評価制度公募課題「建設機械の排出ガス浄化装置の開発」又はこれと同等の開発目標で実施された民間開発建設技術の技術審査・証明事業若しくは建設技術審査証明事業により評価された排出ガス浄化装置を装着した建設機械を使用することができるが、これにより難しい場合は、監督員と協議するものとする。

5. 特定特殊自動車の燃料

受注者は、軽油を燃料とする特定特殊自動車の使用にあたって、燃料を購入して使用するときは、当該特定特殊自動車の製作等に関する事業者又は団体が推奨する軽油（ガソリンスタンド等で販売されている軽油をいう。）を選択しなければならない。また、監督員から特定特殊自動車に使用した燃料の購入伝票を求められた場合、提示しなければならない。

なお、軽油を燃料とする特定特殊自動車の使用にあたっては、下請負者等に関係法令等を遵守させるものとする。

6. 低騒音・低振動型建設機械

受注者は、建設工事に伴う騒音振動対策技術指針（建設大臣官房技術参事官通達、昭和62年3月30日改正）によって低騒音型・低振動型建設機械を設計図書で使用を義務付けている場合には、低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規定（国土交通省告示、平成13年4月9日改正）に基づき指定された建設機械を使用しなければならない。ただし、施工時期・現場条件等により一部機種の変換が不可能な場合は、認定機種と同程度と認められる機種又は対策をもって協議することができる。

7. 特定調達品目

受注者は、資材（材料及び機材を含む。）、工法、建設機械又は目的物の使用にあたっては、環境物品等（国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成27年9月改正法律第66号。「グリーン購入法」という。）第2条に規定する環境物品等をいう。）で定める特定調達品目の使用を積極的に推進するものとする。

(37) 文化財の保護

1. 一般事項

受注者は、工事の施工にあたって文化財の保護に十分注意し、使用人等に文化財の重要性を十分認識させ、工事中に文化財を発見したときは直ちに工事を中止し、設計図書に関して監督員に協議しなければならない。

2. 文化財等発見時の処置

受注者が、工事の施工にあたり、文化財その他の埋蔵物を発見した場合は、発注者との契約に係る工事に起因するものとみなし、発注者が、当該埋蔵物の発見者としての権利を保有するものである。

(38) 交通安全管理

1. 一般事項

受注者は、工事用運搬路として、公衆に供する道路を使用する時は、積載物の落下等により、路面を損傷し、あるいは汚損することのないようにするとともに、特に第三者に工事公害による損害を与えないようにしなければならない。

なお、第三者に工事公害による損害を及ぼした場合は、約款第29条によって処置するものとする。

2. 輸送災害の防止

受注者は、工事用車両による土砂、工事用資材及び機械などの輸送を伴う工事については、関係機関と打合せを行い、交通安全に関する担当者、輸送経路、輸送期間、輸送方法、輸送担当者、交通誘導警備員の配置、標識安全施設等の設置場所、その他安全輸送上の事項について計画をたて、災害の防止を図らなければならない。

3. 交通安全等輸送計画

受注者は、ダンプトラック等の大型輸送機械で大量の土砂、工事用資材等の輸送をともなう工事は、事前に関係機関と打合せのうえ、交通安全等輸送に関する必要な事項の計画を立て、施工計画書に記載しなければならない。

4. 交通安全法令の遵守

受注者は、供用中の公共道路に係る工事の施工にあたっては、交通の安全について、監督員、道路管理者及び所轄警察署と打合せを行うとともに、道路標識、区画線及び道路標示に関する命令（平成 30 年 12 月改正内閣府・国土交通省令第 5 号）、道路工事現場における標示施設等の設置基準（建設省道路局長通知、昭和 37 年 8 月 30 日）、道路工事現場における表示施設等の設置基準の一部改正について（局長通知平成 18 年 3 月 31 日 国道利 37 号・国道国防第 205 号）、道路工事現場における工事情報板及び工事説明看板の設置について（国土交通省道路局路政課長、国道・防災課長通知 平成 18 年 3 月 31 日 国道利 38 号・国道国防第 206 号）及び道路工事保安施設設置基準（案）（建設省道路局国道第一課通知昭和 47 年 2 月）に基づき、安全対策を講じなければならない。

5. 工事用道路の維持管理

受注者は、設計図書において指定された工事用道路を使用する場合は、設計図書の定めに従い、工事用道路の維持管理及び補修を行うものとする。

6. 施工計画書

受注者は、指定された工事用道路の使用開始前に当該道路の維持管理、補修及び使用方法等を施工計画書に記載しなければならない。この場合において、受注者は、関係機関に所要の手続をとるものとし、発注者が特に指示する場合を除き、標識の設置その他の必要な措置を行わなければならない。

7. 工事用道路使用の責任

発注者が工事用道路に指定するもの以外の工事用道路は、受注者の責任において使用するものとする。

8. 工事用道路共用時の処置

受注者は、特記仕様書に他の受注者と工事用道路を共用する定めがある場合においては、その定めに従うとともに、関連する受注者と緊密に打合せ、相互の責任区分を明らかにして使用するものとする。

9. 公衆交通の確保

公衆の交通が自由かつ安全に通行するのに支障となる場所に材料又は設備を保管してはならない。受注者は、毎日の作業終了時及び何らかの理由により建設作業を中断する時には、交通管理者協議で許可された常設作業帯内を除き一般の交通に使用される路面からすべての設備その他の障害物を撤去しなくてはならない。

10. 通行許可

受注者は、建設機械、資材等の運搬にあたり、車両制限令（平成 31 年 3 月改正政令第 41 号）第 3 条における一般的制限値を超える車両を通行させるときは、道路法第 47 条の 2 に基づく通行許可を得ていることを確認しなければならない。また、道路交通法施行令（令和元年 9 月改正政令第 109 号）第 22 条における制限を超えて建設機械、資材等を積載して運搬するとき、道路交通法（令和元年 6 月改正法律第 37 号）第 57 条に基づく許可を得ていることを確認しなければならない。

(39) 施設管理

受注者は、工事現場における公物（各種公益企業施設を含む。）又は部分使用施設（約款第 34 条の適用部分）について、施工管理上、契約図書における規定の履行を以っても不都合が生ずるおそれがある場合には、その処置について監督員と協議できる。

なお、当該協議事項は、約款第 9 条の規定に基づき処理されるものとする。

(40) 諸法令の遵守

1. 諸法令の遵守

受注者は、当該工事の計画、契約図面、仕様書及び契約そのものが第 1 項の諸法令に照らし不相当である場合や矛盾していることが判明した場合には、速やかに監督員と協議しなければならない。

なお、主な法令は以下に示す通りである。

- ・海老名市契約規則 (平成 15 年規則第 20 号)
- ・建設業法 (昭和 25 年法律第 100 号)
- ・下請代金支払遅延等防止法 (昭和 31 年法律第 120 号)
- ・労働基準法 (昭和 22 年法律第 49 号)
- ・労働安全衛生法 (昭和 47 年法律第 57 号)
- ・作業環境測定法 (昭和 50 年法律第 28 号)
- ・じん肺法 (昭和 35 年法律第 30 号)
- ・雇用保険法 (昭和 49 年法律第 116 号)
- ・労働者災害補償保険法 (昭和 22 年法律第 50 号)
- ・健康保険法 (昭和 11 年法律第 70 号)
- ・中小企業退職金共済法 (昭和 34 年法律第 160 号)
- ・建設労働者の雇用の改善等に関する法律 (昭和 51 年法律第 33 号)
- ・出入国管理及び難民認定法 (平成 3 年法律第 94 号)
- ・道路法 (昭和 27 年法律第 180 号)
- ・道路交通法 (昭和 35 年法律第 105 号)
- ・道路運送法 (昭和 26 年法律第 183 号)
- ・道路運送車両法 (昭和 26 年法律第 185 号)
- ・砂防法 (明治 30 年法律第 29 号)

- ・地すべり等防止法 (昭和 33 年法律第 30 号)
- ・河川法 (昭和 39 年法律第 167 号)
- ・下水道法 (昭和 33 年法律第 79 号)
- ・公有水面埋立法 (大正 10 年法律第 57 号)
- ・軌道法 (大正 10 年法律第 76 号)
- ・森林法 (昭和 26 年法律第 249 号)
- ・環境基本法 (平成 5 年法律第 91 号)
- ・火薬類取締法 (昭和 25 年法律第 149 号)
- ・大気汚染防止法 (昭和 43 年法律第 97 号)
- ・騒音規制法 (昭和 43 年法律第 98 号)
- ・水質汚濁防止法 (昭和 45 年法律第 138 号)
- ・湖沼水質保全特別措置法 (昭和 59 年法律第 61 号)
- ・振動規制法 (昭和 51 年法律第 64 号)
- ・廃棄物処理及び清掃に関する法律 (昭和 45 年法律第 137 号)
- ・文化財保護法 (昭和 25 年法律第 214 号)
- ・砂利採取法 (昭和 43 年法律第 74 号)
- ・電気事業法 (昭和 39 年法律第 170 号)
- ・消防法 (昭和 23 年法律第 186 号)
- ・測量法 (昭和 24 年法律第 188 号)
- ・建築基準法 (昭和 25 年法律第 201 号)
- ・都市公園法 (昭和 31 年法律第 79 号)
- ・建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律 (平成 12 年法律第 104 号)
- ・土壌汚染対策法 (平成 14 年法律第 53 号)
- ・駐車場法 (平成 18 年 5 月改正法律第 46 号)
- ・自然環境保全法 (昭和 47 年法律第 85 号)
- ・自然公園法 (昭和 32 年法律第 161 号)
- ・公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律 (平成 12 年法律第 127 号)
- ・国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律 (平成 12 年法律第 100 号)
- ・技術士法 (昭和 58 年法律第 25 号)
- ・計量法 (平成 4 年法律第 51 号)
- ・厚生年金保険法 (昭和 29 年法律第 115 号)
- ・資源の有効な利用の促進に関する法律 (平成 3 年法律第 48 号)
- ・最低賃金法 (昭和 34 年法律第 137 号)
- ・職業安定法 (昭和 22 年法律第 141 号)
- ・所得税法 (昭和 40 年法律第 33 号)
- ・著作権法 (昭和 45 年法律第 48 号)
- ・電波法 (昭和 25 年法律第 131 号)
- ・土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法

- ・労働保険の保険料の徴収等に関する法律 (昭和42年法律第131号)
 - ・農薬取締法 (昭和44年法律第84号)
 - ・毒物及び劇物取締法 (昭和23年法律第82号)
 - ・特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律 (昭和25年法律第303号)
 - ・公共工事の品質確保の促進に関する法律 (平成17年法律第51号)
 - ・警備業法 (平成17年法律第18号)
 - ・行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律 (昭和47年法律第117号)
 - ・高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律 (平成15年法律第58号)
- (平成18年6月法律第91号)

2. 法令違反の処置

受注者は、諸法令を遵守し、これに違反した場合発生するであろう責務が、発注者に及ばないようにならなければならない。

3. 不適當な契約図書処置

受注者は、当該工事の計画、図面、仕様書及び契約そのものが第1項の諸法令に照らし、不適當である場合や矛盾していることが判明した場合には、速やかに監督員と協議しなければならない。

(41) 官公庁等への手続等

1. 一般事項

受注者は、工事期間中、関係官公庁及びその他の関係機関との連絡を保たなければならない。

2. 関係機関への届出

受注者は、工事施工にあたり受注者の行うべき関係官公庁及びその他の関係機関への届出等を、法令、条例又は設計図書の定めにより実施しなければならない。

3. 諸手続きの提示、提出

受注者は、諸手続きにおいて許可、承諾等を得たときは、その書面を監督員に提示しなければならない。

なお、監督員から請求があった場合は、写しを提出しなければならない。

4. 許可承諾条件の遵守

受注者は、手続きに許可承諾条件がある場合、これを遵守しなければならない。

なお、受注者は、許可承諾内容が設計図書に定める事項と異なる場合、監督員と協議しなければならない。

5. コミュニケーション

受注者は、工事の施工にあたり、地域住民との間に紛争が生じないように努めなければならない。

6. 苦情対応

受注者は、地元関係者等から工事の施工に関して苦情があり、受注者が対応すべき場合は誠意をもってその解決にあたらなければならない。

7. 交渉時の注意

受注者は、地方公共団体、地域住民等と工事の施工上必要な交渉を、自らの責任において行わなければならない。受注者は、交渉に先立ち、監督員に連絡のうえ、これらの交渉にあたっては誠意をもって対応しなければならない。

8. 交渉内容明確化

受注者は、前項までの交渉等の内容は、後日紛争とならないよう文書で取り交わす等明確にしておくとともに、状況を随時監督員に報告し、指示があればそれに従うものとする。

(42) 施工時期及び施工時間の変更

1. 施工時間の変更

受注者は、設計図書に施工時間が定められている場合でその時間を変更する必要がある場合は、あらかじめ監督員と協議するものとする。

2. 休日又は夜間の作業連絡

受注者は、設計図書に施工時間が定められていない場合で、官公庁の休日又は夜間に作業を行うにあたっては、事前に理由を監督員に連絡しなければならない。

ただし、現道上の工事については書面により提出しなければならない。

(43) 工事測量

1. 一般事項

受注者は、工事着手後直ちに測量を実施し、測量標（仮BM）、工事中多角点の設置及び用地境界、中心線、縦断及び横断等を確認しなければならない。測量結果が設計図書に示されている数値と差異を生じた場合は監督員に測量結果を速やかに提出し指示を受けなければならない。

なお、測量標（仮BM）及び多角点を設置するための基準となる点の選定は、監督員の指示を受けなければならない。また、受注者は、測量結果を監督員に提出しなければならない。

2. 引照点等の設置

受注者は、工事施工に必要な仮水準点、多角点、基線、法線、境界線の引照点等を設置し、施工期間中適宜これらを確認し、変動や損傷のないよう努めなければならない。変動や損傷が生じた場合、監督員に連絡し、速やかに水準測量、多角測量等を実施し、仮の水準点、多角点、引照点等を復元しなければならない。

3. 工事中測量標の取扱い

受注者は、用地幅杭、測量標（仮BM）、工事中多角点及び重要な工事中測量標を移設してはならない。ただし、これを存置することが困難な場合は、監督員の承諾を得て移設することができる。また、用地幅杭が現存しない場合は、監督員と協議しなければならない。なお、移設する場合は、隣接土地所有者との間に紛争等が生じないようにしなければならない。

4. 仮設標識

受注者は、丁張、その他工事施工の基準となる仮設標識を、設置しなければならない。

5. 既存杭の保全

受注者は、工事の施工にあたり、損傷を受けるおそれのある杭又は障害となる杭の設置換え、移設及び復元を含めて、発注者の設置した既存杭の保全に対して責任を負わなければならない。

6. 水準測量・水深測量

水準測量及び水深測量は、設計図書に定められている基準高あるいは工事中基準面を基準として行うものとする。

(44) 提出書類

1. 一般事項

受注者は、提出書類を海老名市が定める工事関係様式等により作成し、監督員に提出しなければならない。これに定めのないものは、監督員の指示する様式によらなければならない。

2. 設計図書に定めるもの

約款第9条第5項に規定する「設計図書に定めるもの」とは、契約金額に係わる請求書、代金代理受領諾申請書、遅延利息請求書、監督員に関する措置請求に係わる書類及びその他現場説明の際指定した書類をいう。

(45) 創意工夫

受注者は、自ら立案実施した創意工夫や地域社会への貢献として、特に評価できる項目について、工事完成時までに資料を作成して監督員に提出することができる。

(46) 工事監督ワンデーレスポンス

1. 一般事項

工事監督ワンデーレスポンスとは、受注者からの質問、協議への発注者の回答は、基本的に「その日のうちに回答」することである。ただし、「その日のうちの回答」が困難な場合は、いつまでに回答が必要なのかを発注者と受注者が協議のうえ、「回答期限」を予告するなど、次の段取りができるような、何らかの回答をその日のうちにすることである。

2. 資料等の作成

受注者は、質問、協議にあたっては、発注者が何らかの回答をその日のうちにできるよう、現場の問題点、協議事項、回答期限等についての的確な資料等を作成しなければならない。「その日のうちの回答」が困難な場合は、「回答期限」について監督員と協議するものとする。

なお、発注者は、予告した「回答期限」を超過することが明らかになった場合は、その時点で速やかに受注者に新たな「回答期限」を連絡しなければならない。

3. 工程管理方法

受注者は、計画工程表の提出にあたっては、作業間の関連把握や工事の進捗状況等を把握できる工程管理方法について、監督員と協議しなければならない。

4. 問題が発生した場合の処置

受注者は、工事施工中において問題が発生した場合及び計画工程と実施工程に差異が生じ

た場合は、速やかに文書等により、監督員に報告しなければならない。

(47) 不可抗力による損害

1. 工事災害による報告

受注者は、災害発生後直ちに被害の詳細な状況を把握し、当該被害が約款第 30 条の規定の適用を受けると思われる場合には、直ちに「不可抗力による損害の状況について（工事災害通知書）」を、監督員を通じて発注者に通知しなければならない。

2. 設計図書で定めた基準

約款第 30 条第 1 項に規定する「設計図書で基準を定めたもの」とは、以下の各号に掲げるものをいう。

① 降雨に起因する場合

以下のいずれかに該当する場合とする。

イ) 24 時間雨量（任意の連続 24 時間における雨量をいう。）が 80mm 以上

ロ) 1 時間雨量（任意の 60 分における雨量をいう。）が 20mm 以上

ハ) 連続雨量（任意の 72 時間における雨量をいう。）が 150mm 以上

ニ) その他設計図書で定めた基準

② 強風に起因する場合

最大風速（10 分間の平均風速で最大のもの）が 15m/秒以上あった場合

③ 河川沿いの施設にあたっては、河川の警戒水位以上、又はそれに準ずる出水により発生した場合

④ 地震、津波、豪雪に起因する場合

周囲の状況により判断し、相当の範囲にわたって他の一般物件にも被害を及ぼしたと認められる場合

3. その他

約款第 30 条第 2 項に規定する「受注者が善良な管理者の注意義務を怠ったことに基づくもの」とは、設計図書及び約款第 27 条に規定する予防措置を行ったと認められないもの及び災害の一因が施工不良等受注者の責によるとされるものをいう。

(48) 特許権等

1. 特許権等

受注者は、特許権等を使用する場合、設計図書に特許権等の対象である旨明示が無く、その使用に関する費用負担を約款第 8 条に基づき発注者に求める場合、権利を有する第三者と使用条件の交渉を行う前に、監督員と協議しなければならない。

2. 保全措置

受注者は、業務の遂行により発明又は考案したときは、これを保全するために必要な措置を講じ、出願及び権利の帰属等については、発注者と協議しなければならない。

3. 著作権法に規定される著作物

発注者が、引渡しを受けた契約の目的物が著作権法（平成 30 年 7 月改正法律第 72 号第 2 条

第1項第1号)に規定される著作物に該当する場合は、当該著作物の著作権は発注者に帰属するものとする。

なお、前項の規定により出願及び権利等が発注者に帰属する著作物については、発注者はこれを自由に加除又は編集して利用することができる。

(49) 保険の付保及び事故の補償

1. 一般事項

受注者は、残存爆発物があると予測される区域で工事に従事する陸上建設機械等及びその作業員に、設計図書に定める傷害保険及び動産総合保険を付保しなければならない。

2. 保険加入の義務

受注者は、雇用保険法、労働者災害補償保険法、健康保険法及び厚生年金保険法の規定により、雇用者等の雇用形態に応じ、雇用者等を被保険者とするこれらの保険に加入しなければならない。

3. 法定外の労災保険の付保

受注者は、労働災害補償保険法に基づく労災保険のほかに法定外の労災保険に加入し、現場着手までの間に監督員へ保険証券等を提出しなければならない。

4. 補償

受注者は、雇用者等の業務に関して生じた負傷、疾病、死亡及びその他の事故に対して責任をもって適正な補償をしなければならない。

5. 掛金収納書の提出

受注者は、建設業退職金共済制度に該当する場合は同組合に加入し加入し、その掛金収納書(発注者用)の写しを工事請負契約締結後原則1ヵ月以内に、監督員を通じて発注者に提出しなければならない。

(50) 臨機の措置

1. 一般事項

受注者は、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。また、受注者は、措置をとった場合には、その内容を直ちに監督員に通知しなければならない。

2. 天災等

監督員は、暴風、豪雨、洪水、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他自然的又は人為的事象(以下「天災等」という。)に伴い、工事目的物の品質・出来形の確保及び工期の遵守に重大な影響があると認められるときは、受注者に対して臨機の措置をとることを請求することができる。

(51) 適用すべき諸基準

適用すべき諸基準は、設計図書において特に定めのある事項を除き、この共通仕様書に記載される基準類による。適用にあたっては、最新版を使用するものとする。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。

なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督員と協議しなければならない。

第1編第2章から第8編は、神奈川県土木工事共通仕様書に準拠し、一部については、次のとおりとする。

第2章 土工

日本道路協会 道路土工要綱	(平成21年 6月)
日本道路協会 道路土工－軟弱地盤対策工指針	(平成24年 8月)
日本道路協会 道路土工－盛土工指針	(平成22年 4月)
日本道路協会 道路土工－切土工・斜面安定工指針	(平成21年 6月)
土木研究センター 建設発生土利用技術マニュアル	(平成25年12月)
国土交通省 建設副産物適正処理推進要綱	(平成14年 5月)
建設省 堤防余盛基準について	(昭和44年 1月)
土木研究センター ジオテキスタイルを用いた補強土の設計・施工マニュアル	(平成25年12月)
土木研究センター 多数アンカー式補強土壁土法 設計・施工マニュアル	(平成26年 8月)
土木研究センター 補強土（テールアルメ）壁工法 設計・施工マニュアル	(平成26年 8月)
国土技術研究センター 河川土工マニュアル	(平成21年 4月)
国土交通省 道路土工構造物技術基準・同解説	(平成29年 3月)
国土交通省 建設汚泥処理土利用技術基準	(平成18年 6月)
国土交通省 発生土利用基準について	(平成18年 8月)

第3章 無筋、鉄筋コンクリート

土木学会 コンクリート標準示方書（施工編）	(平成30年 3月)
土木学会 コンクリート標準示方書（設計編）	(平成30年 3月)
土木学会 コンクリートのポンプ施工指針	(平成24年 6月)
国土交通省 アルカリ骨材反応抑制対策について	(平成14年 7月)
国土交通省「アルカリ骨材反応抑制対策について」の運用について	(平成14年 7月)
土木学会 鉄筋定着・継手指針	(令和 2年 3月)
公益社団法人日本鉄筋継手協会 鉄筋継手工事標準仕様書ガス圧接継手工事	(平成29年 9月)
機械式鉄筋定着工法技術検討委員会 機械式鉄筋定着工法の配筋設計ガイドライン	(平成28年 7月)
流動性を高めたコンクリートの活用検討委員会 流動性を高めた現場打ちコンクリートの活用に関するガイドライン	(平成29年 3月)
機械式鉄筋継手工法技術検討委員会 現場打ちコンクリート構造物に適用する機械式鉄筋継手工法ガ	

イドライン

(平成29年 3月)

橋梁等のプレキャスト化及び標準化による生産性向上検討委員会 コンクリート構造物における埋設型枠・プレハブ鉄筋に関するガイドライン

(平成30年 6月)

橋梁等のプレキャスト化及び標準化による生産性向上検討委員会 コンクリート橋のプレキャスト化ガイドライン

(平成30年 6月)

道路プレキャストコンクリート工技術委員会ガイドライン検討小委員会 プレキャストコンクリート構造物に適用する機械式鉄筋継手工法ガイドライン

(平成31年 1月)

第2編 材料編

第1章 一般事項

第2節 工事材料の品質

(1) 一般事項

受注者は、工事に使用した材料の品質を証明する試験成績表、性能試験結果、ミルシート等の品質規格証明書を受注者の責任において整備、保管し、監督員又は検査員の請求があった場合は、速やかに提示しなければならない。ただし、設計図書で品質規格証明書等の提出を定められているものについては、監督員へ提出しなければならない。

なお、JIS 規格品のうちJIS マーク表示が認証されJIS マーク表示がされている材料・製品等（以下、「JIS マーク表示品」という）については、JIS マーク表示状態を示す写真等確認資料の提示に替えることができる。

(2) 中等の品質

約款第13条第1項に規定する「中等の品質」とは、JIS 規格に適合したもの、又は、これと同等以上の品質を有するものをいう。

(3) 試験を行う工事材料

受注者は、設計図書において試験を行うこととしている工事材料について、JIS 又は設計図書に定める方法により試験を実施し、その結果を監督員に提出しなければならない。

なお、JIS マーク表示品については試験を省略できる。

(4) 見本・品質証明資料

受注者は、設計図書において監督員の試験若しくは確認及び承諾を受けて使用することを指定された工事材料について、見本又は品質を証明する資料について工事材料を使用するまでに

監督員に提出し、確認を受けなければならない。

なお、JIS マーク表示品についてはJIS マーク表示状態の確認とし、見本又は品質を証明する資料の提出は省略できる。

(5) 材料の保管

受注者は、工事材料を使用するまでにその材質に変質が生じないように、これを保管しなければならない。

なお、材質の変質により工事材料の使用が不相当と監督員から指示された場合には、これを取り替えるとともに、新たに搬入する材料については、再度確認を受けなければならない。

(6) 海外の建設資材の品質証明

受注者は、海外で生産された建設資材のうちJIS マーク表示品以外の建設資材を用いる場合は、海外建設資材品質審査・証明事業実施機関が発行する海外建設資材品質審査証明書あるいは、日本国内の公的機関で実施した試験結果資料を監督員に提出しなければならない。

なお、神奈川県土木工事共通仕様書 第2編 材料編 第1章 一般事項 表2-1-1 に示す海外で生産された建設資材を用いる場合は、海外建設資材品質審査証明書を材料の品質を証明する資料とすることができる。

(7) 指定材料

受注者は、神奈川県土木工事共通仕様書 第2編 材料編 第1章 一般事項 表2-1-2 指定材料の品質確認一覧の工事材料を使用する場合には、その外観及び品質規格証明書等を照合して確認した資料を事前に監督員に提出し、監督員の確認を受けなければならない。

第3編 土木工事共通編

第2章 一般施工

日本道路協会 道路橋示方書・同解説（I 共通編）	（平成29年11月）
日本道路協会 道路橋示方書・同解説（II 鋼橋・鋼部材編）	（平成29年11月）
日本道路協会 道路橋示方書・同解説（IV 下部構造編）	（平成29年11月）
日本道路協会 鋼道路橋施工便覧	（令和2年9月）
日本道路協会 鋼道路橋防食便覧	（平成26年3月）
日本道路協会 舗装調査・試験法便覧	（平成31年3月）
日本道路協会 アスファルト舗装工事共通仕様書解説	（平成4年12月）
日本道路協会 転圧コンクリート舗装技術指針（案）	（平成2年11月）
建設省 薬液注入工法による建設工事の施工に関する暫定指針	（昭和49年7月）
建設省 薬液注入工事に係る施工管理等について	（平成2年9月）
日本薬液注入協会 薬液注入工法の設計・施工指針	（平成元年6月）
国土交通省 仮締切堤設置基準（案）	（平成26年12月一部改正）
環境省 水質汚濁に係る環境基準について	（平成31年3月）

日本道路協会 防護柵の設置基準・同解説／ボラードの設置便覧	(令和 3年 3月)
日本道路協会 杭基礎施工便覧	(令和 2年 9月)
全国特定法面保護協会 のり枠工の設計・施工指針	(平成25年10月)
地盤工学会 グラウンドアンカー設計・施工基準、同解説	(平成24年 5月)
日本道路協会 道路土工－軟弱地盤対策工指針	(平成24年 8月)
日本道路協会 道路土工要綱	(平成21年 6月)
日本道路協会 道路土工－盛土工指針	(平成22年 4月)
日本道路協会 道路土工－切土工・斜面安定工指針	(平成21年 6月)
日本道路協会 道路土工－擁壁工指針	(平成24年 7月)
日本道路協会 道路土工－カルバート工指針	(平成22年 3月)
日本道路協会 道路土工－仮設構造物工指針	(平成11年 3月)
日本道路協会 斜面上の深礎基礎設計施工便覧	(令和 3年10月)
日本道路協会 舗装再生便覧	(平成22年12月)
日本道路協会 舗装施工便覧	(平成18年 2月)
日本道路協会 鋼管矢板基礎設計施工便覧	(平成 9年12月)
建設省 トンネル工事における可燃性ガス対策について	(昭和53年 7月)
建設業労働災害防止協会 ずい道等建設工事における換気技術指針（換気技術の設計及び粉じん等の測定）	(令和 3年 4月)
建設省 道路付属物の基礎について	(昭和50年 7月)
日本道路協会 道路標識設置基準・同解説	(令和 2年 6月)
日本道路協会 視線誘導標設置基準・同解説	(昭和59年10月)
建設省 土木構造物設計マニュアル（案）〔土木構造物・橋梁編〕	(平成11年11月)
建設省 土木構造物設計マニュアル（案）に係わる設計・施工の手引き（案）〔ボックスカルバート・擁壁編〕	(平成11年11月)
国土交通省 建設副産物適正処理推進要綱	(平成14年 5月)
厚生労働省 ずい道等建設工事における粉じん対策に関するガイドライン	(令和 2年 7月)
国土交通省 土木構造物設計マニュアル（案）〔樋門編〕	(平成13年12月)
国土交通省 土木構造物設計マニュアル（案）に係わる設計・施工の手引き（案）〔樋門編〕	(平成13年12月)
国土交通省 道路土工構造物技術基準	(平成27年 3月)
労働省 騒音障害防止のためのガイドライン	(平成 4年10月)
厚生労働省 手すり先行工法等に関するガイドライン	(平成21年 4月)
土木学会 コンクリート標準示方書（規準編）	(平成30年10月)

第4編 河川編

参考とする

第5編 河川海岸編

参考とする

第6編 砂防編

参考とする

第7編 ダム編

参考とする

第8編 道路編

第1章 道路改良

国土交通省 道路土工構造物技術基準・同解説	(平成29年 3月)
地盤工学会 グラウンドアンカー設計・施工基準、同解説	(平成24年 5月)
日本道路協会 道路土工要綱	(平成21年 6月)
日本道路協会 道路土工一切土工・斜面安定工指針	(平成21年 6月)
日本道路協会 道路土工盛土工指針	(平成22年 4月)
日本道路協会 道路土工擁壁工指針	(平成24年 7月)
日本道路協会 道路土工カルバート工指針	(平成22年 3月)
日本道路協会 道路土工仮設構造物工指針	(平成11年 3月)
全日本建設技術協会 土木構造物標準設計第2巻の手引き	(平成12年 9月)
全国特定法面保護協会 のり枠工の設計・施工指針	(平成25年10月)
日本道路協会 落石対策便覧	(平成29年12月)
日本道路協会 鋼道路橋防食便覧	(平成26年 3月)
土木研究センター ジオテキスタイルを用いた補強土の設計・施工マニュアル	(平成25年12月)
土木研究センター 補強土(テールアルメ)壁工法設計・施工マニュアル	(平成26年 8月)
土木研究センター 多数アンカー式補強土壁工法設計・施工マニュアル	(平成26年 8月)
日本道路協会 道路防雪便覧	(平成 2年 5月)
日本建設機械化協会 除雪・防雪ハンドブック(除雪編)	(平成16年12月)
日本建設機械化協会 除雪・防雪ハンドブック(防雪編)	(平成16年12月)
日本みち研究所 補訂版道路のデザイナー-道路デザイン指針(案)とその解説-	(平成29年11月)
日本みち研究所 景観に配慮した道路附属物等ガイドライン	(平成29年11月)

第2章 舗装

日本道路協会 アスファルト舗装工事共通仕様書解説	(平成 4年12月)
日本道路協会 道路土工要綱	(平成21年 6月)
日本道路協会 道路緑化技術基準・同解説	(平成28年 3月)
日本道路協会 舗装再生便覧	(平成22年11月)
日本道路協会 舗装調査・試験法便覧	(平成31年 3月)
日本道路協会 道路照明施設設置基準・同解説	(平成19年10月)
日本道路協会 視線誘導標設置基準・同解説	(昭和59年10月)
日本道路協会 道路反射鏡設置指針	(昭和55年12月)
国土交通省 防護柵の設置基準の改定について	(平成16年 3月)
日本道路協会 防護柵の設置基準・同解説/ポラードの設置便覧	(令和 3年 3月)

日本道路協会 道路標識設置基準・同解説	(令和 2年 6月)
日本道路協会 視覚障害者誘導用ブロック設置指針・同解説	(昭和60年 9月)
日本道路協会 道路橋床版防水便覧	(平成19年 3月)
建設省 道路附属物の基礎について	(昭和50年 7月)
日本道路協会 アスファルト混合所便覧(平成8年度版)	(平成 8年10月)
日本道路協会 舗装施工便覧	(平成18年 2月)
日本道路協会 舗装の構造に関する技術基準・同解説	(平成13年 9月)
日本道路協会 舗装設計施工指針	(平成18年 2月)
日本道路協会 舗装設計便覧	(平成18年 2月)
日本道路協会 舗装の長期保証制度に関するガイドブック	(令和 3年 3月)
日本道路協会 舗装種別選定の手引き	(令和 3年12月)
土木学会 舗装標準示方書	(平成27年10月)
日本みち研究所 補訂版 道路のデザインー道路デザイン指針(案)とその解説ー	(平成29年11月)
日本みち研究所 景観に配慮した道路附属物等ガイドライン	(平成29年11月)

第3章 橋梁下部

日本道路協会 道路橋示方書・同解説(I共通編)	(平成29年11月)
日本道路協会 道路橋示方書・同解説(II鋼橋・鋼部材編)	(平成29年11月)
日本道路協会 道路橋示方書・同解説(IV下部構造編)	(平成29年11月)
日本道路協会 道路橋示方書・同解説(V耐震設計編)	(平成29年11月)
日本道路協会 鋼道路橋施工便覧	(令和 2年 9月)
日本道路協会 道路橋支承便覧	(平成30年12月)
日本道路協会 鋼道路橋防食便覧	(平成26年 3月)
日本道路協会 道路橋補修便覧	(昭和54年 2月)
日本道路協会 杭基礎施工便覧	(令和 2年 9月)
日本道路協会 杭基礎設計便覧	(令和 2年 9月)
日本道路協会 鋼管矢板基礎設計施工便覧	(平成 9年12月)
日本道路協会 道路土工要綱	(平成21年 6月)
日本道路協会 道路土工ー擁壁工指針	(平成24年 7月)
日本道路協会 道路土工ーカルバート工指針	(平成22年 3月)
日本道路協会 道路土工ー仮設構造物工指針	(平成11年 3月)
日本みち研究所 補訂版 道路のデザインー道路デザイン指針(案)とその解説ー	(平成29年11月)
日本みち研究所 景観に配慮した道路附属物等ガイドライン	(平成29年11月)

第4章 橋梁上部

日本道路協会 道路橋示方書・同解説（I 共通編）	（平成29年11月）
日本道路協会 道路橋示方書・同解説（II 鋼橋・鋼部材編）	（平成29年11月）
日本道路協会 道路橋示方書・同解説（V 耐震設計編）	（平成29年11月）
日本道路協会 鋼道路橋施工便覧	（令和2年9月）
日本道路協会 鋼道路橋設計便覧	（令和2年9月）
日本道路協会 道路橋支承便覧	（平成30年12月）
日本道路協会 鋼道路橋防食便覧	（平成26年3月）
日本道路協会 道路照明施設設置基準・同解説	（平成19年10月）
日本道路協会 防護柵の設置基準・同解説／ボラードの設置便覧	（令和3年3月）
日本道路協会 立体横断施設技術基準・同解説	（昭和54年1月）
日本道路協会 道路橋床版防水便覧	（平成19年3月）
日本道路協会 鋼道路橋の疲労設計指針	（令和2年9月）
日本みち研究所 補訂版 道路のデザインー道路デザイン指針（案）とその解説ー	（平成29年11月）
日本みち研究所 景観に配慮した道路附属物等ガイドライン	（平成29年11月）

第14章 道路維持

日本道路協会 道路維持修繕要綱	（昭和53年7月）
日本道路協会 舗装再生便覧	（平成22年11月）
日本道路協会 舗装調査・試験法便覧	（平成31年3月）
日本道路協会 道路橋補修便覧	（昭和54年2月）
日本道路協会 道路トンネル維持管理便覧【本体工編】	（令和2年8月）
日本道路協会 道路トンネル維持管理便覧【付属施設編】	（平成28年11月）
日本道路協会 道路緑化技術基準・同解説	（平成28年3月）
日本道路協会 舗装施工便覧	（平成18年2月）
日本道路協会 舗装の構造に関する技術基準・同解説	（平成13年9月）
日本道路協会 舗装設計施工指針	（平成18年2月）
日本道路協会 舗装設計便覧	（平成18年2月）
日本みち研究所 補訂版道路のデザインー道路デザイン指針（案）とその解説ー	（平成29年11月）
日本みち研究所 景観に配慮した道路附属物等ガイドライン	（平成29年11月）

第16章 道路修繕

日本道路協会 道路維持修繕要綱	（昭和53年7月）
日本道路協会 鋼道路橋防食便覧	（平成26年3月）

日本道路協会 舗装調査・試験法便覧	(平成31年 3月)
日本道路協会 舗装再生便覧	(平成22年11月)
日本道路協会 道路橋補修便覧	(昭和54年 2月)
日本道路協会 舗装施工便覧	(平成18年 2月)
日本道路協会 舗装の構造に関する技術基準・同解説	(平成13年 9月)
日本道路協会 舗装設計施工指針	(平成18年 2月)
日本道路協会 舗装設計便覧	(平成18年 2月)
日本みち研究所 補訂版道路のデザイナー－道路デザイン指針(案)とその解説－	(平成29年11月)
日本みち研究所 景観に配慮した道路附属物等ガイドライン	(平成29年11月)